

令和6年6月19日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和6年6月19日（水曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

浅野敏江 委員長  
佐藤公男 副委員長  
桑原成典 委員                      鎌田礼二 委員  
西村勝男 委員                      小高洋 委員

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
総務部長	本多裕之	産業建設部長	草野弘一
総務部 危機管理監	佐藤孝文	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一
総務部 政策課長	引地洋介	総務部 管財契約課長	上總雅裕
総務部 財政課長	佐藤涉	総務部 危機管理課長	古谷勝弘
総務部総務人事課 総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	黒田賢一
教育委員会 教育部長	末永量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩

---

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

---

会議に付した事件

- 議案第 39 号 塩竈市恩給条例の一部を改正する条例
- 議案第 40 号 塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 41 号 塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 47 号 塩竈市立学校規模適正化等検討委員会設置条例
- 議案第 48 号 令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 50 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 51 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 52 号 工事請負契約の締結について
- 請願第 1 号 塩竈市小中学校の学校給食費無償化を求める請願

午前10時00分 開会

○浅野委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、窓を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については、許可いたしませんので、ご協力願います。

本日の審査の議題は、議案第39号「塩竈市恩給条例の一部を改正する条例」、議案第40号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、議案第41号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議案第47号「塩竈市立学校規模適正化等検討委員会設置条例」、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第50号「工事請負契約の締結について」、議案第51号「工事請負契約の締結について」、議案第52号「工事請負契約の締結について」、請願第1号「塩竈市小中学校の学校給食費無償化を求める請願」の9件であります。

これより議事に入ります。

議案第39号ないし第41号、第47号、第48号及び第50号ないし第52号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市恩給条例の一部を改正する条例など、計8か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○浅野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から議案第39号「塩竈市恩給条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。

資料No.8、定例会議案資料の5ページをお開きください。

まず、1番の概要ですが、恩給法におきます令和6年度の恩給改定率が定められたことに伴

いまして、所要の改正を行うものになってございます。

2番の恩給制度についてでございますが、まず初めに、制度の概要といたしましては、昭和37年に公務員共済制度に切り替わる以前に、一定の条件を満たした公務員等につきまして、本市の恩給条例に基づき、給付を行っているものでございます。(2)の本市の支給対象者ですが、年金給付として現在1名の方、遺族の方になりますが、支給を行っている状況でございます。

3番の改正内容ですが、令和6年度の恩給改定率が、2.7%引上げとなりましたことから、国に準拠し、条例上で定めている年金等の額につきまして、表に記載してありますとおり、現在の支給対象者該当分が記載されております。遺族年金について現行の79万2,000円から81万3,400円に改定、60歳以上の特例加算につきまして、15万2,800円から15万6,000円に改定するものとなっております。

4番の施行日は、公布の日、令和6年4月1日適用としてございます。

議案第39号の説明は以上でございます。ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 続きまして、政策課より、議案第40号「塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、資料No.5の定例会議案と資料No.8の定例会議案資料にてご説明申し上げます。

初めに、恐れ入りますが、資料No.5の定例会議案の4ページをご覧ください。

条例改正の提案理由をご覧いただきたいと存じます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、条例で引用する文言の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、恐れ入りますが、資料No.8の定例会議案資料7ページをご覧ください。

まず、1の概要につきましては、先ほどご説明申し上げた内容と重複いたしますので、省略申し上げます。

2の法改正の概要でございます。まず、(1)の改正内容でございます。表に記載のとおり、本市の条例に関係する部分では、2点の改正となっております。表上段の特定個人情報取扱事務につきましては、法改正前は、別表1に限定列挙されておりましたが、改正後につきましては、法の別表第1を別表とし、法律で個人番号の利用が認められている事務に準ずる事

務についても個人番号利用可能とするものとなったものでございます。

また、表下段の特定個人情報情報連携事務につきましては、法改正前は、別表2に限定列挙されておりましたが、改正後につきましては、法別表第2を廃止しまして、特定個人番号利用事務として定義をいたしまして、法律で個人番号の利用が認められている事務について、主務省令に規定することで、情報連携を可能とする内容でございます。

(2)の法改正の趣旨でございます。新規で情報連携を行う場合、その都度法改正を行う必要がありましたが、法で個人番号の利用が認められている事務については、主務省令に規定することで情報連携が可能となり、より速やかに開始することが可能となったものでございます。

次の3の条例改正の内容でございます。第4条の個人番号の利用範囲について、表に記載のとおり、改正を行うものでございます。まず、今回の条例改正は、法改正に伴いまして、条例で引用する文言の整理を行うものでございまして、市が独自に個人番号を利用する事務等に変更はございません。

次に、4の施行日につきましては、公布の日となります。

なお、資料No.5の定例会議案の4ページには条例改正案を、また、資料No.8の6ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

議案第40号についての説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○浅野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、危機管理課より、議案第41号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.8、8ページをお開き願います。

補償基礎額の改正に伴いまして、新旧対照表の現行の中段に記載のとおり、8,900円が、改正案で9,100円に改正され、別表、階級及び勤務年数の区分により、補償基礎額表のとおり、改正となるものでございます。

10ページをお開き願います。

概要について、ご説明いたします。

令和6年2月9日に公布された非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額が、改正されるものでございます。

改正内容ですが、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償、葬祭補償の算定基礎となる補償基礎額を改正を行うもので、表に記載のとおりとなります。

施行日は公布の日、令和6年4月1日から適用となります。

説明は以上となります。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 次に、学校教育課から、議案第47号「塩竈市立学校規模適正化等検討委員会設置条例」の制定について、ご説明いたします。

資料No.8の23ページをご覧ください。

1、概要について、ご説明いたします。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、本市の児童生徒数は、今後も減少し続ける見込みであり、老朽化が進んでいる学校施設への対応と併せ、できるだけ早い時期に適切な対応を講じること、対策を講じることが求められています。このことを踏まえ、市内小中学校の規模の適正化や通学区域の適正化などを調査検討する附属機関の設置について、条例で定めようとするものです。

2、附属機関の概要です。名称は、塩竈市立学校規模適正化等検討委員会です。所掌事務といたしましては、規模の適正化に関すること、通学区域の適正化に関すること、学校の配置に関することなどです。国から示されている手引を基にしながらも、これまでも多くの皆様からいただいたご意見を基に、基本的な視点といたしまして子供最優先の視点、学校と地域の関係を考慮する視点、将来を見据えた視点を大切にしながら検討してまいりたいと考えております。定数は10名以内、組織構成は学識経験者、保護者、学校関係者、その他教育委員会が必要と認める者という構成を考えております。任期は1年です。

3、令和6年度の取組案ですが、教育委員会の諮問に応じ、検討委員会は、市内小中学校の規模の適正化や通学区域の適正化などを調査、検討します。教育委員会は、検討委員会の答申を受け、学校規模の適正化等に関する方針案を作成します。

4、施行日は、公布の日を予定しております。

5、今後の予定ですが、本定例会においてお認めいただきました後、7月に検討委員会を設置、諮問方針案の検討を行い、11月に総務教育常任委員協議会へ報告いたします。以降、随時報告させていただき、令和7年1月、検討委員会からの答申、2月、パブリックコメントの実施、3月、学校規模の適正化等に関する方針案の完成ということとしております。

学校教育課からの説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○浅野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 管財契約課から、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、管財契約課所管分について、ご説明いたします。

資料No.8、市議会定例会議案資料の33ページをお開きください。

塩釜消防署建設等に係る用地測量についてです。

1の概要についてですが、字伊保石地区内の市有地を塩釜消防署建設用地などとして活用するため、用地確定のための測量を行おうとするものです。

2の事業内容ですが、用地確定のため、筆界確認・測量業務、境界立会業務、境界標設置等の委託を行います。

3の対象地ですが、①の除融雪ステーション及びその背後地の約1万600平方メートルと②の除融雪ステーション向かい側の約5,300平方メートルでございまして、①につきましては、塩釜消防署建設用地として、②につきましては、民間事業者への貸付けなど、有効活用を検討してまいります。地図を示しておりますので、ご確認ください。

4の事業費及び財源内訳ですが、今回の用地測量に係る費用といたしまして1,060万円を計上しております。

5の今後予定ですが、予算をお認めいただきましたならば、速やかに業務を発注し、事業に着手してまいります。

続きまして、歳出予算について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.7、補正予算説明書の8、9ページをお開き願います。

ただいまご説明いたしました用地測量に係る委託料としまして、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費第12節委託料に1,060万円を計上しております。

管財契約課所管の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○浅野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、危機管理課所管分の1件をご説明いたします。

資料No.8、34ページをお開き願います。

コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）について、ご説明いたします。

概要ですが、一般財団法人自治総合センターが、地域社会の健全な発展と地域福祉の向上を目的に安全な地域づくりを推進する事業等に対して助成するものでございます。本市が、令

和6年度事業として採択を受けました助成事業は、地域防災組織育成助成事業で、助成内容は、自主防災組織と消防団の活動に必要となる設備等の整備に関する助成となっております。

採択状況ですが、赤坂中央町内会が整備します防災用テント40万円、塩竈市浦戸消防団が整備する防火衣のほか、消防備品の整備に100万円となっております。

これまでの経過につきましては、記載のとおりとなっております。

事業費及び財源内訳ですが、事業費の140万円の財源につきましては、全額コミュニティ助成金となります。

今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたら、7月から事業着手を予定しております。

次に、補正予算額について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.7、一般会計補正予算説明書をご用意いただきたいと思っております。

歳出からご説明申し上げます。

資料No.7の14ページ、15ページをお開き願います。

第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費第17節備品購入費100万円、こちらは防火衣等購入費として、また、第9款消防費第1項消防費第3目防災費第18節負担金補助及び交付金ですが、地域防災組織育成助成金として40万円を計上し、合わせまして140万円となるものでございます。

また、歳入につきましては、同じ資料の6、7ページをお開き願います。

第21款諸収入第4項雑入第6目雑入第2節雑入の一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金570万円のうち、140万円が財源となっております。

危機管理課からの説明は以上でございます。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 次に、教育総務課から、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、第二小学校愛鳥の森整備事業についてをご説明いたします。

資料No.8の39ページをご覧ください。

先に事業内容について、ご説明いたします。

本事業は、第二小学校が令和7年9月に創立100周年を迎えることを記念し、かつて児童た

ちに親しまれていた愛鳥の森の復元をしようとするものです。愛鳥の森とは、第二小学校が、宮城県から愛鳥モデル推進校に選定されたことを機に整備されたものです。児童らに親しまれ、利用されてきましたが、現在、安全面を理由に立入りが禁止されております。

2の整備の目的ですが、児童たちが身近に自然を感じながら活動できるスペースを整備し、かつて児童の保護者たちが過ごした思い出の場所を受け継ぐことで、シビックプライドの醸成を図ることとしております。

3、整備内容についてですが、下の写真をご覧ください。

左上の写真中央、赤丸で囲んでいる場所が、愛鳥の森整備箇所です。体育館脇の斜面を下った先に現在の状況の写真のようなスペースがございます。児童が安全に利用できるよう、遊歩道の整備、そして、ステージ周辺の整備を予定しております。

4、事業費及び財源内訳についてですが、事業費が500万円、全額森林環境整備基金繰入金を財源としております。

5、今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、7月以降、ご覧のと通りの予定としております。

次に、資料No.7の補正予算説明書で予算について、ご説明いたします。

資料No.7の16、17ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第14節工事請負費に500万円を、第二小学校愛鳥の森整備事業として計上しております。

次に、歳入ですが、同じ資料の6、7ページをご覧ください。

第19款繰入金第1項基金繰入金第8目森林環境整備基金繰入金第1節森林環境整備基金繰入金に500万円を計上しております。

教育総務課からの説明は以上です。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○浅野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.7、補正予算説明書の6ページ、7ページをお開きください。

今回の補正予算に係ります所要一般財源等について、ご説明いたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、6,111万

2,000円の増額補正をするものとなります。

財政課所管の補正予算の説明は以上でございます。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 続きまして、議案第48号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管分として、1件ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.8の32ページをお開きいただきたいと存じます。

自治体情報システムの標準化・共通化事業について、ご説明申し上げます。

まず、1の概要についてでございます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく国の基本方針におきまして、令和7年度末までに住民基本台帳などの20の業務に関するシステムを、国が示す標準仕様書に準拠したシステムに移行することを目指すとされております。令和6年3月に、財源でありますデジタル基盤改革支援補助金が増額されましたために、移行作業に係る委託料について、当初予算で計上していた債務負担行為限度額を変更しようとするものでございます。

次に、2の事業内容についてでございます。本市で利用する20の業務システム及び関連システムにつきまして、標準準拠システムへの移行作業を実施するものでございます。住民基本台帳などの20業務移行に係る経費の補助率は、100%となっているものの、医療費助成など、それ以外のシステムは、補助対象外となっているものでございます。

次に、3の事業費及び財源内訳についてでございます。今回、設定します債務負担行為限度額についてでございますが、表に記載のとおり、補正前の当初予算におきましては、2億8,503万7,000円を計上しておりましたが、今回の国の補助金の増額と合わせまして3億8,162万3,000円へ変更するものでございます。

なお、その財源として、国庫補助金として3億27万6,000円を見込んでいるところでございます。

次に、4の今後の予定でございますが、本補正予算をお認めいただきました後に、7月には契約手続を行いまして、その後、8月には標準準拠システムへの移行作業を開始し、令和8年3月から次期システムの稼働を開始するものでございます。

次に、補正予算額について、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料No.6の一般会計特別会計補正予算をご覧ください。

資料No.6の8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正の1の変更の表でございます。電算業務委託について、補正前の限度額2億8,503万7,000円から、補正後の限度額を3億8,162万3,000円へ変更するものでございます。

政策課所管分の補正予算の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○浅野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 続きまして、管財契約課から、議案第50号「工事請負契約の締結について」につきまして、ご説明いたします。

資料No.5、定例会議案14ページをお開き願います。

工事名は令5-依・学環・交 第二中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期・電気設備）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は1億6,027万円、契約の相手方は、東邦電気工業株式会社東北支店でございます。

続きまして、具体的な工事内容について、ご説明いたします。

資料No.8、議案資料41ページをお開き願います。

概要ですが、安全で良好な学習環境を実現するため、国の学校施設環境改善交付金などを活用し、第二中学校長寿命化改良工事（Ⅱ期）を施工するものです。

工事概要ですが、まず、図をご覧くださいますと、Ⅱ期工事の施工箇所となります特別教室棟の位置を赤色の枠でお示ししております。今回の改修は、昭和50年度に建設され、築49年を経過している特別教室棟におきまして、電灯設備のLED化や動力設備更新、太陽光発電設備の設置などを行うものでございます。

42ページをご覧ください。

今回、施行を予定しております特別教室棟の現況写真につきまして、それぞれ掲載しております。

今後の予定でございますが、本定例会にてお認めいただきましたら、6月から工事に着手し、来年9月の工事完了を予定しております。43ページには、今回の入札経過につきまして、工事契約台帳を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、議案第51号、第52号の「工事請負契約の締結について」につきまして、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.5、市議会定例会議案15ページをお開き願います。

まず、議案第51号ですが、工事名は令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（建築）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は9億7,130万円、契約の相手方は松村組・鈴木工務店特定建設工事共同企業体でございます。

16ページをご覧ください。

議案第52号でございますが、工事名は令6-依・単 塩竈市体育館大規模改修工事（機械設備）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は7億8,100万円、契約の相手方は株式会社晃和工業でございます。

次に、具体的な工事内容について、ご説明いたします。

恐れ入ります。資料No.8、議案資料44ページをお開き願います。

概要ですが、竣工から35年以上経過している塩竈市体育館につきまして、屋根や外壁、機械設備の経年劣化が進行しているほか、現行法に適合していない既存不適格建物となっておりますことから、施設の利便性や安全性の向上を図るため、大規模改修工事を施工するものです。

工事内容ですが、屋根や外壁、内装改修といった建築工事や空調設備、衛生設備、消火設備の更新といった機械設備工事などを行うものです。

45ページをご覧ください。

今後の予定でございますが、本定例会にてお認めいただきましたら、9月からサブアリーナ改修に着手し、来年4月からメインアリーナの改修を進め、令和8年3月の工事完了を予定しております。

なお、施工を予定しております体育館の現況写真につきまして、それぞれ掲載しております。46、47ページには、今回の入札経過につきまして、工事契約台帳を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

管財契約課からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○浅野委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤でございます。

資料No.5の11ページでございます。塩竈市立学校規模適正化等検討委員会設置条例についてです。

他市のスタートアップ状況もいろいろと見たんですけれども、15名から20名でスタートして

いるところもありました。こちらの第3条に委員10名以内をもって組織するとあるんですが、例えば、町内会長ですとか、町内会長全員は無理にしても4地区の町内会長の代表ですとか、そういった方々も入れ込んでよろしいのかなと思います。第2条の(2)に通学区域の適正化も入っておりますので、地域住民と密接な関わりが出てくると思います。この10名という根拠は、どんな意味で10名なんでしょうか、お尋ねします。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度に立ち上げました検討委員会を19名で構成いたしました。主に教育関係者が多かったものですから、広い視野で幅広いご意見をいただくということで、今回、10名以内といたしました。19名が、非常に人数が多かったものですから、意見を多く出していただくということでは非常に効果的だったのですが、それをまとめ上げるというところで、人数が多過ぎてもということで、適正な人数ということで10名以内といたしました。

また、今、町内会の皆様というご意見がありましたが、今年度は、あくまでたたき台を作成する、作成案を作成し、その後、町内会であるとか、いろいろなところを回らせていただきまして改めて説明させていただいたり、ご意見をいただくというような運びとなっておりますので、どうぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○浅野委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。桑原委員。

○桑原委員 桑原でございます。

すみません。今の答弁でちょっと気になったところがあったので、質疑させていただきます。

たたき台であれば、人数が多いほうがいろんな意見出ていいのかなと思いますけれども、多いほうが多い分にはいい。まとめ切れないと先ほどおっしゃっていましたが、たたき台という形であれば、いろんな意見をもらってもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度に検討委員会を立ち上げましたが、全ての小中学校に2回ずつ、多くの方に集まっていたいただきまして、そこでもご意見をいただきました。最終的にPTAの皆様をはじめ、教育委員会としての、市としての、まずは方針であるとか、そういったものを出してほしい

というような強い依頼がありましたので、それをたたき台といたしまして、今年度作成する。あくまで作成案として、作成、策定するという考えでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 よろしいですか。ほかに。小高委員。

○小高委員 お疲れさまです。

ちょっと順番に何点かお伺いをしていきたいと思います。

まず、資料No.8の6ページのところなんです、塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ということで、6ページ、7ページにその概要のご説明があります。その中では、法改正に伴って条例で引用する文言の整理だということで、市が独自に利用する事務等に変更はないということなんです、前段、番号法の改正もあって、その中で様々関わってくる部分があるんだと思います。今回、条例は文言の整理だということなんです、この法改正によって、具体的にどういった事務、あるいは、何を目的として行われるものなのか、そのあたり、もう一度整理させていただければと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 国の法改正の経過というか、ただ、若干述べさせていただければと思いますけれども、先ほどもご説明申し上げました、これまで新たにマイナンバーの情報連携を行うためには、法改正が必要でございまして、かなりの期間を要することが課題となっておりました。特にコロナ禍の中において課題になってきた。このことによりまして、各行政機関が、マイナンバーカードの情報連携をすることによってスムーズに申請等に対応するために、法別表などの整理を行ったというものでございます。

具体的には、今回、コロナ禍で問題になりましたのが、あまり本市ではなじみはないんですけれども、在日米軍の基地で働く日本の従業員の方に行った予防接種について、それは予防接種法に基づくものではなかった、マイナンバーを活用できなかったという事例があったようでございます。そういった事例もございましたので、今回、法に基づかないけれども、やっていることは同じ、すなわち事務の性質が同一であるものについて、主務省令でマイナンバーの利用を可能にするというのが、迅速化を図るための今回の法改正の趣旨ということになっております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 何となく分かりました。

なかなか難しい中身なので、大変だなと調べていろいろ調べておったんですが、そういう意味では、一定の事務について、それと、先ほどご説明があったとおり、それに似たようなと言ってしまうとあれですけども、なかなか法の中で捉えられていない部分の拡大といいますか、そういった中身なのかなと思っておりました。そういった中で、様々この条例がどうというよりは、今回のこの法改正に当たって様々懸念も出されていたようだったんですけども、いろいろ調べてみますと、例えば、情報コントロール権等の関係で、次々とかうやって情報が拡大していくとか、広げられていくとか、そういった中で、そのあたりの審議がきちんとされないまま法改正がされてしまったなんていうような議論もありまして、その辺について、私としては非常に懸念している部分もあるんです。

そういった中で、例えば、1つご紹介をしますと、日本弁護士連合会で、今回のこの法改正に当たって、声明を出されておられる。当然マイナンバーについては、原則不変の個人番号だということであることから、その利用分野で事務を拡大すれば、より広範な個人情報がひもづけられていく。そして、名寄せをされていく。つまりは、その情報の集積の一つをもってデータマッチングされるんだということで、かつて番号法にあっても利用分野というのは3分野に限定をしてきたということが言われております。

そういったことについて、かつ分野内の利用事務についても、先ほど法改正が必要で、なかなか実際の実務には難しいところがあったというお話だったんですが、そういった部分を踏まえて、その分野外の利用事務についても国会の審議に基づいて法律で定めた事務についてのみを認めてきたということで、これまで厳格な規制が行われてきたんだということでありました。ただ、今回の法改正そのものの中身を見ますと、例えば、プライバシー影響評価手続というものもなかなか行われてこない、進んでこない。あるいは、自己情報コントロール権の保障が、全く実現されておらないまま進められてきたという中で、今回の条例の提案に至っているということでいろいろ調べた次第がありました。

そういった点で、そのあたり、今回、この委員会の中でどのようにお考えになりますかと聞くこと自体難しいかも分からないんですが、ただ、懸念点としては、非常にありますので、そのあたりで何かおっしゃるようなことがあれば、ぜひお聞きしてみたいと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 お答えいたします。

今回、国の制度改正でも様々な議論がなされまして、これは、先ほど小高委員おっしゃったようなマイナンバーの利用事務の拡大、法改正を経ないでマイナンバーによる情報連携を可能とすることに関して、国会の監視機能が十分果たされないのではないかというような懸念点とかも示されております。それにつきましては、新たにマイナンバーを利用するためには、従来どおり、引き続きマイナンバー法に個別に規定する必要があるということは、変わらないということでございます。

ただ、先ほど申し上げました性質が同じ事務、準法定事務については、主務省令に規定することによって利用可能となったものということで、ただ、その主務省令の改正に当たりましても行政手続法に基づくパブリックコメントを行う必要があるため、国民の目の見えないところで事務の追加、あるいは、情報連携の項目が増えるということはないということで、国でもそう申し上げているところは、ご紹介させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

なかなか難しいところだなと思っております、これまでのこの制度そのものの進め方等々を見ておきますと、なかなかそういった部分を後に回して進められてきた経過というのは、当然あるかなと思っております。

そういった点で、そういった点ではといいますか、それに加えて言うならば、様々な分野で他人の情報がひもづけられたとか、漏洩事故だとか、そういった中で、そういった検証対策がどうなっているのかという部分もやはり私としては非常に懸念があるところであります。

そういった点では、今回、あくまで法改正に基づいた条例の文言整理ということではあったんですが、その根っこにある法改正との関係で、私としては、この条例の改正は、なかなかそういった意味で難しいのかなと思っております。

続いて、議案第47号を、先ほど来ご質疑ございますが、資料No.8の23ページのところからちよっとお伺いをしていきたいと思えます。

それで、前段、総括質疑の中でもございましたけれども、たたき台の作成といったようなお話もありますが、まず、本市の将来的な人口推計といいますか、そういった部分が、やっぱり1つは、考え方のベースにもなってくるんだらうと思えます。そういった中で、もう一度ちよっとお聞きをしたかったんですけれども、何をベースとして学校規模なり通学距離なり、

そういったところについて、検討を行っていくのか。前段、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計というところも言われておりますが、一方で、第6次長期総合計画で本市として目指すべき人口、そういった部分の議論がある中で、そこの整合性の関係について、前段、一度伺っておきたいと思います。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

学校規模適正化の検討は、子供たちの教育環境をよりよくする目的で行われるべきものだと捉えております。ですので、国の手引による望ましい学校規模等が示されておりますが、それを基に活力ある学校づくりの推進については、地域の実情に応じて柔軟に決めるようにという国からの指示もありますので、地域の実情に応じたという部分で地域の皆様からいただいたご意見を基に柔軟に対応していきたいと考えております。実際、既に学級が単学級になっているであるとか、現在、様々な課題があります。その課題に一つ一つ向き合いますして課題を解決しつつ、考えていきたいと考えております。すみません。

以上でございます。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 私から補足させていただきたいと思います。

まず、前段、委員からお話のあった国立社会保障・人口問題研究所ないし第6次長期総合計画の話でございます。こちらは、前にもご説明した部分もあるかと思いますが、基本的にこれまで国立社会保障・人口問題研究所、令和2年度でしょうか、ベースとして新しく数字が発表されまして、それで将来の児童生徒数の推移なども推計はしているんですけども、基本的に今回の経過、たたき台の案の部分につきましては、やはり本市の計画の最上位計画であります第6次長期総合計画をベースとして議論をしていきたいと思っておりました。ただ、もちろん数字的には、時点修正をしながら適宜現実的なところでの推計を進めていきたいと思っております。

今、学校教育課長からも話があったんですが、いろんなやはり考え方の方向というのがあります。まずは、最初、学校教育課長もちょっと触れましたけれども、6万3,000人ベースの人口の中で、今、市内に11校学校があるという中、これが本当に適切なのかどうかというところは、議論のベースにもなるのかと思っております。実際にクラス数の非常に少なくなっている学校もあります。そういった中でどこまでどういった形の教育をするのかという議論は、

絶対に必要だと考えています。それで、例えば、学校数、学校規模の議論をきちんとやっていかなければいけないという部分があります。

やはりもう一つ大きなところというのは、国の手引にも、先ほど学校教育課長からも話がありましたけれども、地域コミュニティーですとか、学校はいろんな性質、性格を持っている部分があります。そういったところからも今後学校は、どうあるべきなのか、地域としてどうあるべきなのかという部分をきちんと議論の中に踏まえて、塩竈市のこの狭い市域の中でも幾つ学校があればいいのか、そして、その学校は、どういった学校であればいいのかというのを複合的に考えていくのが、今回のたたき台の目標であるかと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 お答えをいただきました。

現在、6万3,000人ベースでの学校規模というものも現実、目の前にある中で、一つベースの考え方としては、第6次長期総合計画で掲げた部分をベースにして、たたき台なり方針案なりを検討していくということでの答えについては、理解をしたところであります。

しからばというところであるんですが、たたき台、こういったお話もあったんですけども、現在、少子化の進行、あるいは、学校校舎等の老朽化というのは確かに進行しているということです。一方で、それとは別に、まさに目の前の課題解決ということで今回の議案の中に挙がっていますので、直接そこに触れるものではないんですが、長寿命化ということで、各校それぞれ使えるようにということでの工事が進められているし、今まさに進められているという点では、そのあたり、そのスパン的な部分での物の見方なのかも分からないんですが、そのあたりを学校規模の検討の中でどうしていくのかというあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 長寿命化計画につきまして、教育総務課から答えさせていただきます。

現在、長寿命化計画というものがございまして、それに基づいて工事を実施しているということになっております。委員おっしゃいますとおり、もちろんこの最適化の議論の中で、学校の在り方等も、そして、工事についても触れていかざるを得ないと考えております。その議論の中で、長寿命化の部分についても、併せて議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういった点では、今回の検討に当たっては、そういった部分も含めて、ある意味ではゼロベースといいますか、その規模の考え方についても、例えば、小規模のよさ、大規模のよさというところでの手引なんかも見させていただいて、いろいろ考え方はあるようなんですが、そういった中で、1つ私として懸念しているのは、やはり先ほど学校教育課長おっしゃいましたとおり、子供たちの学習環境の改善が、まさに最優先である。ここは本当にそのとおりだなと思いますし、そこをあくまで大前提として議論を行っていく。このことについて、異論があるわけでは決してないんですが、ただ、一方で少子化が進んでいく、こういった中で学校を維持していくこと、例えば、維持するとなった場合には、当然そこには財政的な考え方も出てくるとなったときに、子供が減る。しからば、かかるコストを減らさなければいけないという意味での削減、あるいは、統廃合というところが一つの前提になってしまうのではないかという懸念がやはりあるんです。なので、そのあたりについて、そういったところも含めて、ゼロベースでやっていくのか、それともやっぱり少子化という中で、子供も減るんだから学校も減るのはしょうがないよねと、維持していくのはお金がかかるよねということでの部分は、やはり前に出てくるものなのか、そのあたり、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 度々すみません。お答えいたします。

端的に言うと、そこを議論したいと思っています。たたき台をベースとしてそこを議論したいと思っています。どちらも大事だと思っています。先ほど私言ったとおり、塩竈市としての規模としての学校が、どのくらいが適正なのか。それと教育環境が維持できるのかという部分、あとは、コミュニティーの話、コストの話もちろんあります。そういった全体のいろんな幅広い課題を、ご意見をいただきながら塩竈市としてよりよい形での議論ができるようなたたき台をつくりたいというようなところが、我々の目的でございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういったところも含めるところには含めて議論していくというこ

とで、ただいまお聞きをいたしました。

そういった中で、先ほどの国の手引に基づいてというか、そういったものを参考にしながらというお話もありました。この手引を私どもも見させていただきましたが、これは、ごめんなさい、私が見たのが古ければあれなんです、平成27年ぐらいに出された学校環境の最適化の手引ということよろしいでしょうか。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 その手引の後に、国から考え方ということで、令和2年10月の財政制度等審議会、手引自体は平成27年1月、そして、そのほかに令和3年に中央教育審議会、令和の日本型学校教育の構築を目指してということで、学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をよりよくする目的で行うべきものであるというような、そういったことが示された審議会での内容のものが国からございます。先ほど、財政のお話も併せてということもあり、財政制度等審議会でもそれについて、触れられております。それが、先ほど申し上げた令和2年での審議会でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

その手引、あるいは、私、その手引としての認識をしないまま、その新しいほうというか、その考え方を見てしまったのかも分からないんですが、その手引の中で、あるいは、その後の審議会の関係でも、先ほどおっしゃったように学習環境の改善が最優先ということが、これはしっかりとうたわれている。

ただ、一方でどうしても気になるのは、手引においてその考え方、例えば、通学距離の関係で、例えば、4キロ、あるいは、6キロというような考え方ですとか、あるいは、その小規模校、大規模校というあたりでの学級数というあたりを示されている中で、一方で、各自治体における人口動向もそうなんです、子供たちが置かれている学習環境の変化でありますとか、あるいは、まさに目の前にある課題として、教員の皆さんの多忙化ですとか、人員が足りない、あるいは、支援が必要な子供たちが、非常に増えていく中で、そういった子供たちへの支援をどのように図っていくかといったような様々な課題が、ここ数年ということではないんですが、さらにさらに山積していく。こういった状況がある中で、国としてそこをどうしていくのかというあたりが、なかなか私としては、はっきり見えてこないなという思いもありまして、そういった部分で、この手引に基づいて方針を立てていくということが、

先ほど申し上げたような本来国の部分も含めてしっかりと考え、解決を図るべき部分が、遅れている中で、果たして子供たちのためになるのだろうかというような懸念も一つあるんです。なので、ちょっとそのあたりをお聞きしたいなと思いますが、今、目の前にある様々な課題との中で、手引との関係、ちょっと難しいお伺いにはなるんですけども、そのあたり、どのように考えるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 手引が示されているものに基準を一律に当てはめるのではなく、本市の実情を十分配慮して、今、課題をいろいろ挙げていただきましたが、一つ一つを考えて実態を踏まえた上で柔軟な対応を検討できるように、そして、最終目的は、やはり子供たちの教育環境をよくすること、安心安全な学校環境をつくること、そこを目指したい、そこはぶれずに考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

その決意については、大変そのとおりだなと思いますが、そうなってきますと、一方で、今回、出された設置条例と取組の案との関係等を様々見ますと、先ほどお話がございましたとおり、非常に大変広範な分野にわたって調査検討、あるいは、ご意見を収集する。保護者の方、あるいは、学識経験者の方々、地域の方々、専門家の方々、様々なところから意見を集約して、一定の方向性を決めていくということが、やはりこれは、どうしても必要になるんだろうと思います。

そういった点で、先ほど10人以内、これでは少な過ぎるのではないかというお話もあったんですが、たたき台、あるいは、まとめ上げるのにあまり人数が多いというお話もあったんですけども、果たしてこれで、先ほど学校教育課長がおっしゃったような目指すところ、解決すべき課題、そこをしっかりと網羅したそういったたたき台、あるいは、将来的な方針になるのかどうかというのを私としては、非常に心配をしているところであります。

そして、もう一点が、そうした中でスケジュールを見ますと、7月に設置をされて方針案の検討が始まっていくということなんですが、そこからもう3月には方針案が完成をするということで、例えば、その中には、パブリックコメントの実施なんていう項目もあります。これまでほかの分野でパブリックコメントを行った際は、実際に届いた意見というのは1件、

あるいは、2件というところで、果たしてどこまで幅広い方々から意見をいただけるものかなという懸念、あるいは、スケジュールが短過ぎるんじゃないのかなという懸念、10名という人数の少なさの懸念、私としては、そういった様々な懸念があるんです。そのあたりについて、ちょっと最後1点お聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 ご質疑にお答えいたします。

令和4年度にいただきました多くの意見を、まず今年度に整理いたしまして、さらに県内の視察、先行事例等を視察させていただき、その中で進めるに当たり、それぞれの実態が違いますが、そういった出された課題、そして、方向性、塩竈市として、どの地域の進め方が一番参考になるのかといったところ、また、机上での計算であるとか、今、そういったことを全て整理した状態であります。その多くいただいたご意見、それから、調査等を行った数値、それらを整理したものを今年度その10名未満の皆様で、そこを精査していただき、地域の皆様にお示しできるたたき台、一つこれが完成形ですというものではなく、そういったたたき台、話合いの基となるものをつくるという意味合いでのたたき台という言い方でございます。そのたたき台を1つつくるためには、やはり大勢の人数ではまともりませんので、こういった人数の制限にさせていただいたところです。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 その受け止め方の相違なのかという思いもちょっとあるんですが、たたき台ということで、その先いろいろとそのときそのときの実情、あるいは、その後出された意見等々も踏まえて見直しがかかるという意味合いかなとも思います。ただ、一方で塩竈市においてどうかということではないんですが、やはり1つは、そのたたき台というのは、一つの一本通った骨のようなものにもなるわけでありまして、このつくり方を間違えてしまうと、幾ら途中で見直しをかけるんだ、何だということは、当然それはあるにしても、やはりその方向性をもって走り出すというのは、これまで見られてきた部分なのかなと私としては、捉えております。

そういった点では、まとめ切れないというお言葉ではあるんですが、私としては、その10人というところが、果たしてこれでどこまで本当に子供たちのためになるものができるのかなという思いが、どうしても拭えない。そして、もう一つが、この期間の短さの中で、どこま

でそういった様々な幅広いご意見、考え方を収集してそれをまとめ上げていけるのかなという、そういったところの懸念点は、どうしても拭えないということをちょっと申し上げておきたいと思います。

時間もあれなので、ちょっと次に移りたいと思いますが、補正予算の関係で何点かお伺いをしたいと思います。

まず、資料No.8の32ページの自治体情報システムの標準化・共通化事業についてということで、先ほどご説明をいただきました。それで、いろいろ調べてきまして、今回、20業務に関するシステムの標準化ということでのシステムの移行ということなんですが、ちょっと前段、お聞きをしたいのは、まず、今回、いただいた事業内容の説明の中で20業務の移行に係る経費補助率が100%だと。一方で、医療費助成など、それ以外のシステムに係る経費は補助対象外ということでの記載があるんですが、これは、こういった考え方に基づくものなのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 お答えいたします。

今回の補助対象外のシステムでございますが、主なものとして医療費助成、子ども医療ですとか独り親医療、障害者医療でございます。こちらにつきましては、各市町村で制度自体が統一されていないものでございますというのが、主な理由でございました。そのために国でもこの標準的な仕様書というのがなかなかつくれないということで、今回の補助対象外のシステムと。ただ、本市としては、住民基本台帳システムと密接な関係が、この医療関係のシステムにはございますので、同時に改修をしたいという内容でございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほど標準仕様という話が出ていましたけれども、そのあたり、ちょっと私もいろいろ調べてはみたんですが、まさに医療費助成なんかでいいますと、各自治体でどこまでやっているか、あるいは、その範囲ですとか、そういったところ、様々差がある中で、差というか違いがある中で、各自治体が実情に応じて取り組んでいる施策の部分で、全くそのあたりがまとめ切れていないのかなと捉えております。

そういった中で、ちょっとお話も変わるんですが、先日、前段、総括質疑の中で、情報ベン

ダーとの関係で、今、情報共有なんかも行われているということだったんですが、そのあたり、どういう中身で行われているのか。先ほど資料の関係のお話もありましたので、ちょっとその辺も聞いてみたいと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 システムベンダーへの情報提供依頼についてでございます。

今回のシステム改修、移行に当たりまして、システムベンダーに情報提供の依頼をしまして、市のホームページなどに依頼を掲載しまして、なおかつ県内で実績のありますベンダー10社に通知をしたところでございます。伺った内容としては、令和7年度までの移行ができるかどうか、または、概算の費用、移行のスケジュールなどについての情報の提供を求めたものでございます。その結果、1回目を令和5年10月に行いまして、2回目は令和6年2月に実施しているところでございます。結果の回答としては、1者からのみしか回答がない状況でございました。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほどお答えの中で、1者からのみしか回答がなかったというようなお話もございました。それで、一つの物の考え方として、今回、その標準化・共通化という点に当たっては、その自治体ごとの取組の違いが様々ある中で、情報ベンダーの方々からも、まずは時間がない、あるいは、国の標準仕様が自治体ごとの対応が考慮されておらず、ベンダーとしてここを投げられても困るんだというような声も多数上がっていたということは、私としても認識をしたところであります。

そういった中で、今回、情報システムの標準化、あるいは、共通化という中で、このシステムについて、今回、その補助対象外というようなお話もあります。各自治体の独自の施策について、それを執り行う場合については、今回、補助対象外ということになるわけなんです。一方、このカスタマイズという考え方になるんだと思いますけれども、これについて、自治体としてやりやすくなるのか、やりにくくなるのか。この聞き方が、ちょっと適切かどうか分からないんですけれども、ちょっとそのあたり、どう捉えられておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 お答えいたします。

今回の国の標準化の基本方針の一つで、標準仕様に合わせるということで、各自治体のこれまで行っていたカスタマイズについては、基本できなくなるという流れでございます。

本市について、利便性が下がるのかどうかという観点でちょっと調べたんですけれども、本市のシステムで現状カスタマイズを行っているシステム、今回の改修に当たってのシステムはないということでございますので、特段本市にとって支障が生じる案件ではないと判断しているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。現状が、本市の取組によっては特段支障になるところはないというところでの話は、ただいまいただいたところです。

ただ、一方でその標準仕様というものが、先ほど来お話ありますように各自治体のそれぞれの取組についての対応というものが考慮されておらないという中で、今後各自治体、様々な問題課題が、別の形でもいろいろと出てくるかなと思っているんですけれども、そういった中でカスタマイズというんですか。そのあたりは、今回については、特段問題がないということにお答えはいただきましたけれども、そのあたりに非常に難しさが出てくる。国会なんかの議論を見ていると、この個別のカスタマイズの抑制をしたいということもうたわれておりまして、そういった点では、標準化・共通化ということで各自治体、その他システムの中で業務ができるというのは、効率化という部分では考え方としてあるのかも分からないんですが、一方で、個別、それぞれの自治体が独自に取り組むことが、非常にやりにくくなるというような懸念点が指摘をされているところでもあります。そういった点では、ちょっと大きな言葉にはなってしまうんですが、ある意味では地方自治が脅かされるような、そういった状況とも捉えることもできるのかなと。

もう一つが、こういった部分での効率化等を否定するものではないんですが、一方で、こういったものが、しからば自治体の部分で合理化を図っていくという中で、職員の皆さんが、今後どのようにしていくのかなというあたりも非常に心配をしているところでもあります。

そういった点では、今回の標準化・共通化については、考え方として理解できる部分はないんですが、あまりにも進め方が急過ぎはしないかと。自治体の職員の皆さんにかかる負荷、こういった部分も含めて、ある意味では、これもこのまま進んでいったときに住民の

福祉、住民の皆さんの福祉というものに果たしてどういう影響があるかというあたりにおいては、現時点では、私としては、非常に懸念があるということをちょっと申し上げておきたいなと思います。

もう少しだけお聞きをいたします。

次のページ、33ページ、塩釜消防署建設等に係る用地測量についてということで、ちょっと確認の意味で伺いたいと思いますが、塩釜消防署建設ということで、この図でいいますと①のところについて、用途は建設用地ということでご説明等々いただいております。そういった点では、こういった機会なのでちょっと聞いておきたいと思いますが、塩釜消防署建設に至るまでの計画全体の見通しについて、ちょっとまず前段、現時点の部分でお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 お答えします。

塩釜消防署建設のスケジュールでございますが、今年度中に基本設計、実施設計を進めまして、来年度に入りますと建築確認を行いまして、来年度から建築に着手というような予定で聞いております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 来年度、分かりました。

なかなか思っているよりも早く着手できるんだなというか、そういったような捉え方をしているわけなんですけれども、それに加えて向かい側の部分については、有効活用の検討地ということで民間等の対応も含めて検討するようなお話もこれまでありました。その際国の用地取得の補助金等の関係では、返還の可能性もあるなんていうお話をされておったんですけれども、まだまだどのように使うというビジョンについては、これからというところになるのかも分からないんですが、例えば、こういった形で活用をしたいだとか、こういった場合は、補助金を返さなければいけないだとか、そのあたり、ちょっと現時点でお話しできることあればちょっと聞いてみたいと思います。

○浅野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 今想定しておりますのは、民間事業者への有償での貸付けということを考えております。東北地方整備局との協議の中で、有償での場合は、返還を要するとい

うようなお話をいただいておりますので、その金額につきましては、今回の用地測量で実際返還に係る面積などを確定させて協議に臨みたいと思っております。

以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

では、続いて41ページの第二中学校、41ページですよね。長寿命化改良工事との関係でちょっとお聞きをいたします。

それで、41ページの図を見させていただきますと、今回、Ⅱ期工事分ということで特別教室棟の部分で、今後Ⅲ期工事というところでの全体の流れが、図面が引かれているかなと思います。1つは、今回、こういった形で工事を行いますよというところについて、理解をいたしましたので、そういう意味では、Ⅱ期工事、Ⅲ期工事を含めて、第二中学校の長寿命化というものが、全体を見通してこうなりますあたりのご説明と、あとは、学習環境への影響というところでは、当然これまでもご配慮されてきたことかなとは思いますが、そのあたりの考え方について、ちょっと伺いをしたいと思います。

○浅野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第二中学校全体的な工事についてのご質問でございました。

こちらは、今回、第Ⅱ期工事を行いました後、第Ⅲ期工事が、おおよそ令和8年度に完了する予定となっております。そういたしますと、長寿命化改良工事を行いますと今後30年間の使用を目標に改修を行っているというところでございます。おおむね15年から20年後をめどに不具合の発生も生ずるものの対策として、予防保全の改修を実施するものでございます。

また、授業等、生徒への支障はないのかというところでございますけれども、今後、工事が行われる際には、特別教室の部分をほかの校舎に移動するなどをして、支障がないように行う予定としております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

それでは、最後に1点伺いたいと思います。

44ページ以降、塩竈市体育館大規模改修工事ということで、これまでご説明いただいた中で、まずは前提としてあるのが、現行法に適合していない既存不適格建築物であるという

ことでの説明をいただきました。

そういった中で、施設の利便性、あるいは、安全性の向上を図るんだということで、今回、こういったご提案をいただいているわけなんですけど、その全体の考え方として、その既存不適格であるものを適格にするんだというような工事かなと思います。それに加えて塩竈市体育館がこうだったらいいな、ああだったらいいねということで様々これまでもお伺い等々、あるいは、市民の方からも要望があったかなと思いますけれども、そういった点で、そういった要望だったりを踏まえて、例えば、ここがこう替わるとか、新たな機能が加わるだとか、そういった部分があるのか、それとも今回は、不適格なものを適格にするということでの工事なのか、そのあたり、ちょっと最後お伺いしたいと思います。

○浅野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、私からご回答させていただきます。

今回、基本的には、現行法に適合しない部分の修繕という形にはなるんですが、これ以外にも経費削減という部分がありまして、照明器具を蛍光灯からLED器具に更新する、あとは空調設備を重油式から電力式に変更するという事で、削減を重視して進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○浅野委員長 ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時14分 再開

○浅野委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第40号、第47号及び第48号について、採決いたします。

議案第40号、第47号及び第48号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第40号、第47号及び第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、第41号及び第50号ないし第52号について、採決いたします。

議案第39号、第41号及び第50号ないし第52号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第39号、第41号及び第50号ないし第52号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時17分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号「塩竈市小中学校の学校給食費無償化を求める請願」を議題といたします。

本請願につきましては、令和6年2月14日に付託され、閉会中の継続審査として当局への質疑や一般会議の開催及び総括を行ってきたところでございます。委員長といたしましては、これまでの会議を踏まえながら、各委員の質疑や意見を伺った後、採決を行いたいと考えております。

それでは、各委員のご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 請願書に関してですが、これまでもいろんな議論をしてきたわけでありましたが、また、その中でもまた、市民の方々とも意見交換をさせていただいて、そこで率直なご意見をいただきましたし、また、させていただいたと思っております。それを考えて、現状、やはり塩竈市では給食費無償化は、難しいのではないかとということも説明をさせていただきましたし、また、一定ご理解をいただいたのではないかなと思っております。

ですので、請願書の1番に関しては、現状やはり難しいのではないかと思っております。ただ、2番に関しては、全員同じ気持ちであったと。国、県に要望してくださいということは、

同じ気持ちであったと認識しておりますので、今後各会派等で検討を続けていく必要もあるのではないかなと考えております。また、いろんなアプローチで給食費無償化、また、段階的な無償化を実現できるように考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○浅野委員長 ほかにご発言ございませんか。小高委員。

○小高委員 お疲れさまです。

先ほど委員長からご説明いただきましたとおり、今回、いただいた請願に当たっては、一般会議というところで、直接考え方、あるいは、その思い、様々な事例等のお聞かせもいただきながら有意義な意見交換ができたなと思っております。

また、そういった中で、様々ご発言、あるいは、私たちのところにその考え方のお問い合わせもありましたけれども、そういった中で、学校給食費の無償化、結果として、こういった形であれ本市の小中学校の全児童生徒の給食費を無償化にしてほしいというところは、当然それは、1つ目の大きな要望としてあるんだと思います。例えば、財源の関係でいえば本市独自でということでもなく、あるいは、国、県のところというところを様々幅広い考え方の中で、結果として給食費が無償になると、こういうところのご要望なのかなと受け止めたところでは。

もう一つは、一律に完全無償化というところ、当然これを目指すステップとしては大事なところであると同時に、順繰りと、例えば、一定の割合、あるいは、学年、そういった部分で順繰りと進めていくというところの、これは、もう否定するものではなかったというところで、そういったあたりを踏まえますと、私としては、請願については、ぜひこれは、採択をした上で、委員会として何ができるのかということも含めて、例えば、国、県に要望してくださいという中身もございますので、そういったところを取り組んでいく。あるいは、それ以外の部分で各会派のところでも先ほどそういったお話がありましたが、そういったところもできるのかなと思っておりますので、そういった点では、現時点でということではなくて、この請願の趣旨思いに寄り添いながら採択をした上で、何ができるのかということについて、これは、ぜひ進めていきたいなと考えております。

以上です。

○浅野委員長 ほかにございませんか。西村委員。

○西村委員 ご苦労さまです。

その請願なんですけれども、全国の自治体で200余りが国に対して請願書を出しているという事だったので、塩竈市議会としても皆さん一致団結して、皆さん言ったように、国に対して、県に対して請願書を出すことも一つの方法かもしれませんので、ご検討いただければありがたいんですが、よろしくお願ひします。

○浅野委員長 ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

---

午前11時23分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第1号は、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手少数であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時24分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 浅野 敏 江